

中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）

2025/12/18 更新

分類	NO.	質問	回答
制度概要			【公募要領 1-1 目的】 中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的としております。
	1	中小企業省力化投資補助金の目的について教えてください。	
	2	補助事業とは何ですか。	【公募要領 1-1 目的】 本補助金の対象となる製品を導入し、実施する事業のことを指しております。
	3	省力化製品カタログとは何ですか。	【公募要領 1-2 定義】 「カタログ」とは、本事業においては、中小企業等が簡易・迅速に導入できる汎用製品であって、従前と同等又はそれ以上の付加価値を産出するために投入する労働量を減少させることで人手不足の解消の効果をもたらす製品を、あらかじめ補助の対象として登録した製品のリストを指します。
	4	省力化製品とは何ですか。	【公募要領 1-2 定義】 「省力化製品」とは、省力化製品製造事業者が製造し、省力化製品販売事業者が販売する、カタログに登録された汎用製品を指します。 製品登録においては当該製品カテゴリの省力化指数を満たすかを工業会等及び事務局が審査し、中小企業庁が承認した製品等がカタログに登録され、中小企業等が応募・交付申請に当たって選択できるようになります。
	5	省力化製品製造事業者とは何ですか。	【公募要領 1-2 定義】 中小企業等の人手不足解消に効果があるIoT、ロボット等の省力化製品を製造している事業者、省力化製品を製造している外国会社が出資して設立した日本法人又は国内における総代理店（日本国内における独占販売権を保持している事業者）として当該製品を扱う事業者を指します。
	6	補助事業者とは何ですか。	【公募要領 1-2 定義】 「補助事業者」とは、省力化製品の導入により人手不足解消を目指す中小企業等であって、販売事業者と共同で本補助金の申請を行い交付の対象となった事業者を指します。
	7	カタログはどこで手に入りますか。	ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。
	8	GBizIDプライムとは何ですか。	 GBizIDとは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、ご利用いただけるデジタル庁の認証システムです。 GBizIDには、GBizIDプライム、GBizIDメンバー、GBizIDエントリーという3種類のアカウントがあり、本事業の中小企業等においては、そのうちGBizIDプライムをご登録いただく必要がございます。 GBizIDは、GBizIDのホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/index.html ）からご登録いただけます。よろしければ、ホームページに紹介動画が掲載されていますので、ご参照ください。
	9	GBizIDプライムの作成方法について教えてください。	GBizIDホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/ ）をご確認ください。
製品カテゴリ登録	10	共同申請するにあたり、販売事業者は中小企業等が倒産など販売事業者の責任範囲外の事象があった場合は免責されますか。	販売事業者の瑕疵がない事象の場合は免責されます。 個別の事案によるため、発生都度事務局までご相談ください。
	1	製品カテゴリ登録をするのは誰ですか。	【公募要領 1-2 定義】 当該製品を生産することが想定される事業者等を主な会員とする工業会等です。
	2	製品カテゴリ登録の手続きを教えてください。	【製品カテゴリ 登録要領 1-3 本事業の流れの概要】 工業会等が会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、事務局に対して製品カテゴリの登録申請を行います。事務局から申請内容の報告を受け、中小企業庁は業所官省庁等と協議して製品カテゴリの審査を行うと同時に当該製品カテゴリにおける省力化基準の策定が行われます。その後、製品カテゴリ、当該製品カテゴリに属する省力化製品の審査を行う工業会等（審査担当工業会）、及び当該製品カテゴリにおける省力化基準について、外部有識者を交えた第三者委員会での協議の後、中小企業庁にて認定を行います。これにより製品カテゴリが創設され、それに属する省力化製品は以降の省力化製品公募において募集の対象となります。 登録申請の流れについては【製品カテゴリ登録要領 4-1登録申請の流れ】をご確認ください。
	3	製品カテゴリの意見を提出しますが、審査の進捗状況を教えてください。	審査の進捗状況についてはお答えしておりません。お待ちください。
	4	製品カテゴリは今後追加されることはありますか。	製品カテゴリは随時募集しており、新規に登録されましたらホームページで公表いたします。
	5	製品カテゴリ登録を申請する際、提出する会員名簿に必要な情報を教えてください。	企業名、会員種別が明記されていれば問題ございませんが企業の情報(所在地等)が明記されている会員名簿があればご提出ください。
	6	製品カテゴリ登録申請が可能なのはどのような団体ですか。	【製品カテゴリ登録要領 3-1 製品カテゴリの登録を行う工業会等の要件】 製品カテゴリの登録を行う工業会等については、下記要件を満たす必要があります。 ・登録申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のいずれかであること。 その他の要件は製品カテゴリ登録要領をご覧ください。

分類	NO.	質問	回答
製品カテゴリ登録	7	製品カテゴリ登録要領の別紙 業種・業務領域対応表に記載されていない業種の場合、どのような手順で設定すればよいか教えてください。	【製品カテゴリ登録要領 2-1 製品カテゴリに登録される内容】 ○当該製品カテゴリの対象業種 ・当該製品カテゴリが通常使用されると想定される業種を一つ以上設定します。 ・設定に際しては、産業分類大分類若しくは中分類又はそれと同等程度の粒度の業態を設定します。 ・中小企業等が当該製品カテゴリに属する製品の交付申請を行うにあたっては、本項目で登録された業種の事業者を対象とし、それ以外の業種からの申請は認めません。 ○当該製品カテゴリの業務領域 当該製品カテゴリが通常使用されると想定される業務領域を設定します。 業務領域に関しては、製品カテゴリ登録要領の別紙の粒度を参考に設定ください。
	8	製品カテゴリの登録申請をどのような粒度で設定すべきか相談したい。	【製品カテゴリ登録要領 2-1】 ○製品カテゴリの定義 ・そのカテゴリに属する製品の定義や概要、業務範囲や業務機能等の仕様、外縁に関する説明を行ってください。 ・製品カテゴリは、経済産業省生産動態統計調査の調査品目表の粒度又はそれ以下の粒度ごとに認定・登録が行われるものとします。
製品登録	1	省力化製品登録の際の申請単位について教えてください。	【省力化製品・省力化製品製造事業者 登録要領 3-2 省力化製品の要件】 申請単位について、原則として型番ごとに製品登録を行ってください。 ただし製品型番が異なる場合でも、省力化効果及び製品本体価格が同一であれば、1つの製品として登録することが可能です。 複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみをパッケージとして登録してください。 当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさなる省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとしてご登録ください。 ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となります。 詳細は省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領をご確認ください。
	2	製品審査申請書について、複数の製品の登録申請する場合、1つのファイルで申請できますか。	1申請につき、1ファイルでの申請となります。
	3	製品・製造事業者登録完了後、カタログ申請の際に掲載情報として、添付する製品画像のファイル形式に指定はありますか。	Jpeg形式にてご添付ください。
	4	製品・製造事業者登録完了後、カタログ申請の際に掲載情報として、添付する製品画像の画像サイズに指定はありますか。	2MB以内の画像で添付ください。
	5	工業会に属していないのですが、省力化製品登録はできますか。	工業会に属していない場合でも製品登録は可能です。
	6	現在製品カテゴリ登録されていないが、省力化製品登録はできますか。	登録された製品カテゴリに該当する製品のみが省力化製品として登録できます。
	7	製品カテゴリの登録が完了したが、省力化製品を登録できますか。	【省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 2-3省力化製品・製造事業者の登録手順】 ホームページに公開されている省力化製品カテゴリに該当する製品は随時募集しております。 該当申請様式に必要事項を記載の上、該当工業会へ申請ください。 詳細は省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領をご確認ください。
	8	承認カテゴリ一覧に記載のある省力化製品は登録できますか。	【省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 2-3省力化製品・製造事業者の登録手順】 ホームページに公開されている省力化製品カテゴリに該当する製品は随時募集しております。 該当申請様式に必要事項を記載の上、該当工業会へ申請ください。 詳細は省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領をご確認ください
	9	納品実績報告書について 海外企業への販売実績を入力してもいいですか。	本補助金は国内企業向けの補助金となり、 納品実績報告書は国内企業への販売実績及び価格を確認する資料のため 海外企業への販売実績は含めずに国内の販売実績で入力ください。
	10	製品登録審査申請、および製造事業者登録申請における書類の提出先は、ホームページに掲載されている、承認カテゴリ一覧の審査担当工業会のメールアドレス宛てでいいですか。	【承認カテゴリ一覧】 製品登録審査申請、および製造事業者登録申請における書類の提出先は、ホームページに掲載されている、承認カテゴリ一覧の審査担当工業会のメールアドレス宛てに提出ください。
	11	同一省力化製品を複数のカテゴリで製品登録可能ですか。	カテゴリ毎に省力化製品の登録要件を満たせば製品登録可能です。
	12	登録を希望する製品が属する製品カテゴリで登録された業種のなかに、弊社の製品が使用されると想定される業種がありませんが、製品登録申請は可能ですか。	【省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 2-4 省力化製品の登録内容】 製品登録に際しては、製品が属する製品カテゴリで登録された業種以外の登録は認められません。

分類	NO.	質問	回答
製品登録	13	販売事業者登録を検討する販売事業者です。 販売したい製品がカタログにありませんが、今後追加されますか。	製品は今後も継続して募集を行います。 販売する製品がカタログに登録される流れは、以下となります。 1、工業会等がカテゴリの登録申請を行い、有識者委員会にて意見招聘を行った上で 中小企業庁がカテゴリの承認を行う 2、製造事業者は工業会を通じて省力化製品及び製造事業者の登録申請を行う 3、有識者委員会の意見招聘を経て中小企業庁が省力化製品及び製造事業者の承認を行う 4、3を経て登録された製品について製造事業者がカタログ申請を行い製品カタログに掲載 省力化製品が新規に登録されましたら、ホームページで随時公表いたしますので、ご確認ください。 なお、製品カタログに掲載された製品を販売するためには、販売店等が販売事業者登録を申請し、外部の有識者委員会の承認を経た上で販売事業者として登録されます。 ※【省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 5-1申請方法】もあわせてご参照ください。
	14	個人事業主ですが、製造事業者として製品登録申請を行うことは可能ですか。	個人事業主は 省力化製品・省力化製品製造事業者登録の要件を満たしていないため、登録いただくことはできません。
	15	製品本体には付属品がつくことが一般的であり、その数は補助事業者によって異なります。 どのように製品登録すれば良いでしょうか。	本体製品に付属品がある場合、納品実績等を踏まえて、適切な単位・構成で製品登録をお願いいたします。 例えば、製品本体に付属品aをつけるのが一般的であり、かつ、付属品aが1個～15個導入されることが想定され、販売実績が多い付属品aの個数が1個、5個、7個、10個の場合、 ①～④のように製品登録をすることが可能です。 個数の定め方は一例であり、製品製造事業者において納品実績等を踏まえて決めていただいてもかまいません。 また、同じ製品を複数の単位・構成パターンで登録いただくことも可能です。 ①製品本体＋付属品a 1個 ②製品本体＋付属品a 5個 ③製品本体＋付属品a 7個 ④製品本体＋付属品a 10個 なお、この場合において、例えば 製品本体＋付属品a 6個 を導入したい事業者がいた場合、 ②製品本体＋付属品a 5個を本補助事業で導入いただき、 付属品a 1個については別途自費で負担いただき導入いただく対応が可能です。 また、（1）製品本体価格（2）導入に要する費用（導入経費）の2つが補助対象経費になりますが、付属品は（1）製品本体価格に含まれます。 個数の定め方が多岐にわたる等、製品単位・構成の定め方に困る場合は柔軟に対応いたしますので、個別に事務局までご相談ください。
	16	機械装置等と、その機械装置等の制御・運用管理するために必要なソフトウェア・情報システム等がある場合においてソフトウェア・情報システム等の製造事業者が異なる場合（自社の開発でない場合）、どのように製品登録や申請を行えばよいでしょうか。 また、その場合の保守・サポート体制についての要件について教えてください。	本補助金では、情報システム等ソフトウェアのみの製品は登録の対象外になります。 そのため、機械装置等と密接不可分なソフトウェア・情報システム等を合わせて申請・登録をお願い致します。 なお、製造事業者登録した事業者は、登録した製品について、機械装置及びソフトウェア・情報システム等含めて製造事業者責任を負うことになります。 保守サポート体制については、本補助金に登録する製造事業者は、機械装置等とソフトウェア・情報システム等の両方について保守・サポート等の問い合わせ窓口を用意・ご準備いただく必要があります（共通の窓口でも可）、ホームページや製品パンフレット等に明示的に問合せ先・保守サポートの連絡先を記載いただく必要がございます。 実際の保守対応業務については、保守の内容により調達先の事業者と連携することについては問題ございません。 また、販売する製品の保証等の範囲については、ソフトウェア・情報システム等を含めて保証する内容で発行いただく必要がございます。 機械装置等などの保証に限定することや、ソフトウェア・情報システム等について調達先の事業者と別途の保守サポートや保証契約等を取り交わすことを前提とした内容については認められません。
	17	「【A】製品本体にあたるもの」と「【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等」のそれぞれに型番がある場合、製品審査申請書（工業会用）の型番には何を入力すればよいですか。	申請時に登録いただく型番（製品審査申請書（工業会用）に入力する型番）は【A】に入力いただいた「製品本体にあたるもの」の型番となります。
	18	既に登録が完了している製造事業者が、過去に登録した省力化製品と同一カテゴリ内で別の省力化製品を登録する場合は、再度、製造事業者としての登録が必要ですか。	【省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 2-3（2）省力化製品・製造事業者の登録手順】 既に登録されている製造事業者が過去に登録した省力化製品と同一カテゴリ内で別の省力化製品を登録する場合、再度の製造事業者としての登録は不要です。
	19	中小企業が最終的に組み立てて完成する製品の登録は可能ですか。	【省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 3-3 省力化製品に関して対象外となる要件】 製品が完成されておらず、開発が必須となると想定されるものは対象外です。
	20	製品登録の審査基準について知りたい。	【省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 4. 省力化製品の審査】 申請された製品を当該製品カテゴリの省力化基準に照らし合わせ審査を行います。 審査の着目点は、省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領のP.15をご一読ください。
	21	製品登録を行う際に、当該製品カテゴリの置き換えが可能となる機能・性能の設定は必須ですか。	工業会が登録した「置き換えが可能となる省力化機能・性能」を有する製品の場合は、該当する機能を選択し、申請する必要があります。
販売事業者登録	1	販売事業者登録申請方法について教えてください。	【省力化製品販売事業者登録要領 2-1 販売事業者の登録手順、4-1. 申請方法及び申請項目】 ホームページに掲載の【省力化製品販売事業者登録要領 2-1 販売事業者の登録手順、4-1. 申請方法及び申請項目】をご参照ください。

分類	NO.	質問	回答
販売事業者登録	2	販売事業者登録申請のスケジュールを知りたいです。	随時募集しております。
	3	製品登録要領とは別に、販売事業者向けの登録要領は公開されていますか。	ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。
	4	販売事業者登録の申請手順を教えてください。	【販売事業者登録申請の手引き 4-1 販売事業者の登録】 ホームページTOPより「販売事業者ポータル」へ進み、販売事業者登録を申請してください。 「カタログ注文型トップ」⇒「ログインボタン」⇒「販売事業者ポータル」
	5	販売事業者登録申請要件について教えてください。	【省力化製品販売事業者登録要領3-1.販売事業者の要件】 ホームページに掲載の省力化製品販売事業者登録要領3-1.販売事業者の要件をご参照ください。
	6	処分制限期間とは何ですか。	処分制限期間とは減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数を準用します。
	7	販売事業者登録申請の際、製造事業者からの招待・確認は不要となったのでしょうか。	使いやすい制度にすべく、販売事業者登録申請の際の、製造事業者の招待・確認は不要となりました。
	8	製造事業者と販売事業者を兼務したい場合、製造事業者登録と販売事業者登録、どちらも申請する必要がありますか。	【省力化製品販売事業者登録要領 2-1販売事業者の登録手順】 製造事業者が自ら製造する省力化製品を中小企業等に対して直販を行っており、その際に本補助金を活用しようとするときは、自社を販売事業者として登録することが必要です。
	9	販売事業者ですが、応募・交付申請の手続きについて教えてください。	中小企業等はカタログから導入したい省力化製品とその製品を取り扱う販売事業者を選択し、販売事業者に本事業の応募・交付申請を行いたい旨を連絡します。 打診を受けた販売事業者は、当該中小企業等及びその事業計画が公募要領記載の補助事業及び補助事業者要件等に合致していることを確認するとともに、両者が共同で応募・交付申請を行うことに同意し、事業計画の策定を行います。 販売事業者は販売事業者ポータルから中小企業等宛に招待メールをお送りください。 中小企業等は招待メールからマイページの開設を開始し、申請を進めることができます。 なお、本事業のホームページから申請を開始することはできませんのでご注意ください。 詳しくは公募要領等をご参照ください。
	10	販売事業者登録の際に提出する販売実績について、どのような証憑が必要ですか。	販売しようとする省力化製品又はその製造事業者が製造する同一の製品カテゴリに属する製品を事業者へ提供・販売した実績を有していること」が販売事業者登録の要件となりますので、当該製品カテゴリの製品を販売した実績を証する証憑（製品の型番が確認できる納品書等）をご提出ください。
	11	当該製品カテゴリの製品を販売した実績を証する証憑について海外法人への販売実績の書類を提出してもいいですか。	本補助金は国内法人向けの補助金となり、国内法人への販売実績及び価格を確認する資料のため海外法人への販売実績は含めず国内での販売実績の書類を提出ください。
	12	販売事業者登録の際に提出する販売実績について、中古品の販売実績の書類を提出してもいいですか。	中古品の販売実績は、本事業における販売実績の要件を満たしません。
	13	自社のホームページがないのですが、販売事業者登録は可能ですか。	「事業者ホームページのURL」は入力必須の項目となっており、入力できない場合には登録申請いただくことはできません。
応募・交付申請	1	応募・交付申請できる補助上限額はいくらですか。	【公募要領 2-1 補助額等について】 ・本事業における補助上限額は以下となります。 従業員数5名以下：200万(300万) 従業員数6～20名：500万(750万) 従業員数21名以上：1,000万(1,500万) と従業員数ごとに異なります。 ※補助事業者が「公募要領 2-1 補助額について(2)②」に規定する賃上げを達成した場合は補助上限額を表中カッコ内の額に引き上げる ・補助率：1/2以下 なお、2回目以降の申請の補助上限額は、当該交付申請時点での従業員数や大幅な賃上げによる補助上限額引き上げの適用有無により定まる補助上限額から、前回までの累計交付額を差し引いた額となります。 詳しくは公募要領をご確認ください。
	2	補助上限額の引き上げとなる「大幅な賃上げ」の定義はありますか。	【公募要領 2-1. 補助額等について】 申請時と比較して、(a)事業場内最低賃金を45円以上増加させること、(b)給与支給総額を6%以上増加させることの双方を補助事業実施期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定すること、かつ申請時に賃金引き上げ計画を従業員に表明していることが必要です。 詳しくは公募要領をご確認ください。
	3	「補助事業終了後3年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率（CAGR）3.0%以上向上させる事業計画を策定し…」と記載があるが、年平均成長率の算出式はありますか。	【公募要領 2-1 補助額等について】 労働生産性は以下のように定義するものとします。式中の各値は、報告を行う時点で期末を迎えている直近の事業年度の値を用いるものとします。 （付加価値額）＝（営業利益）＋（人件費）＋（減価償却費） （労働生産性）＝（付加価値額）÷（従業員数） （労働生産性の年平均成長率）＝ [（効果報告時の労働生産性）÷（応募・交付申請時の労働生産性）] ^（効果報告回数※） ⁻¹ -1] × 100% ※当該報告を含める。つまり、過去に効果報告を行った回数に1を加えた値となる。 ※「^」はべき乗を表す

分類	NO.	質問	回答
応募・交付申請	4	応募・交付申請時に申請をした賃上げ目標を達成できなかった場合、補助金額が変更されることがありますか。	【公募要領 2-1 補助額等について】 補助事業実施期間終了時の実績報告において賃上げの目標が達成できていないことが確認された場合、補助額の確定の際、補助上限額の引き上げを行わなかった場合の補助額と等しくなるように補助額を減額します。 このとき、事業場内最低賃金の引き上げ額及び給与支給総額の増加率は、それぞれ応募・交付申請時の直近月の値と実績報告で提出した値を比較して計算します。 また本目標を達成するために報告対象期間のみ賃金を引き上げ、実績報告以降に賃金を引き下げることは認められません。 自己の責によらない正当な理由なく、効果報告時点での給与支給総額又は事業場内最低賃金が実績報告時点の値を下回っていた場合、補助金の返還を求める場合があります。
	5	給与支給総額とは具体的に何ですか。	【公募要領 2-1 補助額等について】 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）に支払った給与（所定内給与のみとし、賞与、福利厚生費、法定福利費及び退職金は含まない）をいい、役員報酬等は含みません。
	6	所定内給与の定義を教えてください。	所定内給与とは所定外労働給与以外のものとなり、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）は含まれません。
	7	事業場内最低賃金の「事業場」とは、具体的にどこを指しますか。	【公募要領 2-1 補助額等について】 補助事業を実施する事業場を指します。
	8	収益納付が必要となるのはどのようなケースでしょうか。	導入した省力化製品を研究開発のみに使用した場合に収益納付が必要となる可能性があります。（研究開発以外の事業に導入した場合は収益納付は発生しません。）
	9	常勤従業員の定義を教えてください。	【公募要領 2-3 補助対象者】 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。 （参考）中小企業の定義に関するよくある質問 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q3
	10	複数個（複数種類はNG）の省力化製品を補助対象として1度に応募・交付申請を行う際、交付申請額が上限額を超えても申請は可能ですか。	【公募要領 2-1 補助額等について】 申請いただくことは可能です。 なお、補助上限額を上回った分については、補助上限額の範囲内で交付決定されます。
	11	購入した製品の支払い方法は現金ですか。銀行振込ですか。	【公募要領 3-4 補助事業の実施】 支払い方法は銀行振込のみ認められます。現金での支払は認められません。
	12	補助事業の実施場所は、採択されてから決めても良いですか。	【公募要領 3-5 補助事業終了後のフォローアップ】 本補助金申請時の事業計画と異なる実態であることが確認された場合は交付取消となりますので、ご注意ください。
	13	省力化製品を販売する販売事業者の情報はどのように確認できますか。	ホームページの製品カタログページ内にある、対象製品の詳細ページに記載されている「販売事業者一覧」をご確認ください。
	14	個人事業主として交付決定したあとに法人化した場合、本補助金の交付決定が取り消されたり、補助金の返還を求められることはありますか。	事前に独立行政法人 中小企業基盤整備機構の承認を得る必要があり、事業毎に判断させていただきます。なお、事前承諾なしに実施した場合は補助金の交付が受けられない可能性があります。
	15	販売事業者ですが、中小企業等を招待する方法を教えてください。	販売事業者ポータルトップページのサイドバーから「交付申請招待」をご選択ください。 招待する中小企業等の情報をご入力いただき招待が完了すると、中小企業等宛に招待メールが送信され、中小企業等は招待メールからマイページの開設を開始し、申請を進めることができます。 詳しくは販売事業者登録の手引きをご参照ください。
	16	労働生産性向上の事業計画における人件費にはどんな経費が含まれますか。	人件費は、給与支給総額に加えて福利厚生費、法定福利費、退職金を含みます。 [含まれるもの] ・従業員や役員に支払う給料、賃金、賞与 ・各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当等の給与所得とされるもの） ・法定福利費（健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険、子ども・子育て拠出金等） ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの。） ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ ※個人事業主の場合、事業主の個人としての事業所得及び専従者への報酬を含みます。
申請要件	1	公募要領の「2-4. 補助金等の重複について」において、「国（独立行政法人等を含む）が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているもの」は補助対象外となっておりますが、国（独立行政法人等を含む）の「等」には地方自治体（都道府県・市区町村）は含まれますか。	国（独立行政法人等を含む）の「等」には地方自治体（都道府県・市区町村）は含まれません。
	2	公募要領の「2-4. 補助金等の重複について」において、「国（独立行政法人等を含む）が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているもの」は補助対象外となっておりますが、発注元が国である工事に本補助金で導入した測量機等の省力化製品を使用することは可能でしょうか	ここでいう「国（独立行政法人等を含む）が目的を指定して支出する他の制度」とは、国の補助金・助成金、医療・福祉等、制度の前提に国費等が直接・間接に入っている制度を指します。公共工事はこれに該当しません。したがって、発注者が国である工事に本補助金で導入した製品を使用しても問題はありません。

分類	NO.	質問	回答
申請要件	3	交付申請時に計画した労働生産性の向上目標が達成できなかった場合、補助金の返還対象になるのでしょうか。	意図的に省力化製品を未使用のまま放置していた等、補助事業者の故意・過失が原因で未達であった場合は、補助金の返還となる可能性があります。
	4	補助事業者が交付申請時に計画した労働生産性の向上目標が達成できなかった場合、販売事業者にもペナルティがありますか。	労働生産性の向上目標は、中小企業等が主体として計画・実行するものであるため、通常、販売事業者にはペナルティが課されることはありません。 ただし、販売事業者に非があると認められる場合は、販売事業者の登録取消、販売事業者名の公表等を行う場合があります。 例えば、 ・中小企業等の事業実態と省力化製品が機能を発揮する環境とが明らかに乖離しており、労働生産性の向上に資さないことに基づきながら販売を行っていたことが発覚した場合 ・その結果として、同一の販売事業者において共同申請を行った補助事業者の多くで労働生産性の向上目標が著しく未達であって、同様の製品を販売する他の販売事業者と比べても未達割合が明らかに高い場合 などに、ペナルティが課される場合があります。
	5	公募要領3-2（1）に「本事業は省力化を目的とすることから、新規事業は対象とはならない。」とあるが、新規事業の定義を教えてください。	新規事業とは、新規創業や、既存企業の新事業展開などを指します。 こうした事業は、比較可能な対象が存在せず、省力化製品を導入することで省力化に資するかを確認することが困難であるため、補助対象外となります。
	6	公募要領2-1（2）②賃上げの目標の策定は必須ですか。	公募要領 2-1（2）②に規定する賃上げの目標の策定は必須ではありません。
	7	「みなし大企業」は、応募・交付申請することが可能ですか。	【公募要領 2-3 補助対象者】 みなし大企業は本事業の補助対象事業者となりません。 詳細は公募要領を参照してください。
	8	資本金と従業員数の双方が中小企業要件に該当しなければ申請できませんか。	【公募要領 2-3 補助対象者】 資本金又は従業員数のどちらか片方が中小企業要件に該当する場合は、申請が可能です。 双方が該当しない場合は申請できません。 また、本事業の補助対象となるには、【公募要領 2-3 補助対象事業者】の要件を満たす必要があります。
	9	海外企業や海外企業の子会社は対象となりますか。	【公募要領 2-3 補助対象者】 本事業の補助対象者は、応募・交付申請時点において日本国内で事業を営む中小企業等です。 詳細は公募要領を参照してください。
	10	医療・介護・クリニックは補助対象となりますか。	公的医療保険からの診療報酬を受給している事業は対象外です。 ただし、公募要領記載の要件を満たす、介護事業を営む法人が受け取る診療報酬と重複する事業については対象となります。 詳細は公募要領を参照してください。
	11	ものづくり補助金との併用は可能ですか。	【公募要領 2-4 補助金等の重複について】 過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受け、それから10か月を経過していない事業者または過去3年間に、2回以上同補助金の交付決定を受けた事業者は補助対象外となります。詳細は公募要領をご確認ください。
	12	中小企業等事業再構築補助金や中小企業新事業進出補助金との併用は可能ですか。	【公募要領 2-4 補助金等の重複について】 中小機構の「中小企業等事業再構築促進補助金」及び「中小企業新事業進出補助金」に採択された事業者であって、その補助対象である事業に用いるための機器を本事業で導入する事業者は補助対象外となります。 詳細は公募要領をご確認ください。
	13	省力化製品製造事業者が補助事業者として応募・交付申請できますか。	【公募要領 2-4 補助金等の重複について】 省力化製品製造事業者は、補助事業者として応募・交付申請することはできません。
	14	省力化製品販売事業者が補助事業者として応募・交付申請できますか。	【公募要領 2-4 補助金等の重複について】 省力化製品販売事業者は、補助事業者として応募・交付申請することはできません。
	15	採択・交付決定後に重複等を理由に、本補助金の交付決定が取り消されたり、補助金の返還を求められることはありますか。	交付決定後であっても、間接直接を問わず、（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が目的を指定して支出する他の制度（例：補助金、委託費、公的医療保険からの診療報酬（公募要領記載の要件を満たす、介護事業を営む法人が受け取る診療報酬は除く）、固定価格買取制度等）と補助対象経費が重複しているものや、テーマや事業内容が中小機構の「IT 導入補助金」と同一又は類似内容の事業（同じ業務プロセスに省力化製品を導入するもの）は補助対象となりません。 補助対象外であると判明した時点で、交付決定の取消や補助金の返還を求めます。 そのため、上記の事業との重複を含んでいないか、事前によく確認した上で申請をしてください。
	16	本補助金の申請後に観光庁の「観光地・観光産業における人材不足対策事業」により設備投資に対する補助金の申請を行うことは可能ですか。	本補助金では「観光庁の「観光地・観光産業における人材不足対策事業」により設備投資に対する補助金の交付決定を受けた事業者、あるいはその申請を行っている事業者」は補助対象外となっておりますので、申請時点で該当する場合は、申請いただく事は出来かねますが、本補助金の申請後の申請可否については、「観光地・観光産業における人材不足対策事業」側にご確認ください。
	17	非収益事業は、本事業の補助対象となりますか。	非収益事業は本事業の補助対象外です。

分類	NO.	質問	回答
申請要件			【公募要領 2-3 補助対象者】 常勤従業員がいない事業者についても申請いただくことが可能です。 ただし、常勤従業員がいない事業者は、事業実態の詳細を確認する追加の審査を行うため、事業に関する契約書等の事業活動を示す証拠を提出することが必要です。
	18	従業員数が0の個人事業主や法人の場合でも、補助対象となりますか。	
	19	同一製品を複数購入し、それぞれを別の事業場へ導入することは可能ですか。	【申請における留意事項 5-1 交付申請システムの手続き】 可能です。 導入先が複数ある場合には追加ボタンから入力欄を追加し、全ての所在地をご入力いただけます。 申請方法の詳細については「申請における留意事項」を必ずご確認ください。
	20	非常勤従業員の賃金も最低賃金引上げの対象に含まれますか。	給与支給総額と同様、全従業員（非常勤を含む）が対象となります。
	21	自社がどの業種に当てはまるか教えてください。	「日本標準産業分類」をご参照の上、どの業種に該当されるかをご確認ください。
	22	社会福祉法人は補助金交付申請の対象になりますか。	以下全ての要件を満たす社会福祉法人は申請可能です。 以下 i ～ iii 全ての要件を満たす社会福祉法人を補助対象とします。 i) 「社会福祉法」第32条に規定する所轄庁の認可を受け設立されている法人であること。 ii) 従業員数が300人以下であること。 iii) 収益事業、もしくは介護保険法に基づくサービスの範囲内で補助事業を行うこと。 なお、公的医療保険からの診療報酬を受給している事業は対象外です。
	23	主たる事業は一次産業（農業・林業・漁業）ですが、その他にも複数の事業を行っています。その場合、一次産業とは別事業の業種で製品を導入することは可能ですか。	【申請における留意事項 2-8 省力化製品導入における業種の考え方】 「導入する省力化製品に紐付けられた業種のうち少なくとも1つ以上が、中小企業等の営む事業の業種と合致すること」を補助対象事業の要件として定めています。 中小企業等が省力化製品を導入する事業の業種が、導入する省力化製品の対象業種であることが確認できる場合、申請は可能です。
	24	賃上げの目標について「全従業員（非常勤を含む）」の「非常勤」にパートやアルバイトは含まれますか。	非常勤者であれば、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員、出向者等も含まれます。
	25	事前着手は認められないとされていますが、賃貸借契約で省力化製品の導入を検討するために交付決定前の試用を行った場合は事前着手となりますか。	【申請における留意事項 2-13 賃貸借契約による省力化製品の導入について】 事前着手への該当は契約締結のタイミングで判断します。 賃貸借契約で補助の対象となるのは交付決定後に結ばれた契約のみですが、それ以前に別途試用を行うことは問題ありません。 （ただし、試用時点で既に所有権移転が行われている場合や、試用期間が6か月を超える場合は除く）。
	26	賃貸借契約で省力化製品の導入を検討するために交付決定前の試用を行った場合、省力化効果判定シートの記入では「1. スタッフが行っている業務を省力化製品に置き換える」を選択しても問題ないですか。	試用のために無償で一時的に貸与された等、あくまでも賃貸借契約において本格導入前の検討用に導入しただけの場合は、（本補助金によって省力化が促進されるため）「1. スタッフが行っている業務を省力化製品に置き換える」を選択ください。 ただし、時限的措置を設けずに使いつけてきた場合や、試用時点で既に所有権移転が行われている（交付決定前に補助対象となる契約行為が済んでいる）場合は補助対象外となります。
	27	賃貸借契約での導入を検討するに当たって試供された製品は補助対象となりますか。	賃貸借契約での導入を検討するに当たって、あくまでも短期間の試用(最長6か月)を行っただけの製品は補助対象となります。 ※補助対象となる賃貸借契約については交付決定後に行う必要があることに留意すること。 （ただし、試用による減価や摩耗が大きい場合はこの限りではありません）
	28	自社の行う事業や導入する省力化製品の対象業種が登記簿で確認できない場合、交付申請可能ですか。	交付申請は可能ですが、「導入する省力化製品に紐付けられた業種のうち少なくとも1つ以上が、補助事業者の営む事業の業種と合致すること」を補助対象事業の要件として定めています。 審査や実績報告時等に事業の実態が確認できない等、申請内容と実態との乖離が判明した場合には、不採択や交付決定の取消となる場合があります。
	29	新規事業での補助金申請は可能ですか。	【公募要領 3-2 事業計画の策定】【申請における留意事項 4. 提出書類一覧】 本事業は省力化を目的とすることから、新規事業は補助対象外となります。
	30	新規店舗を出店にあたり、省力化製品の導入を検討していますが、補助対象になりますか。	既存企業における既存事業の新規店舗出店については、省力化製品を導入することによる省力化効果が、既存ある店舗を元に客観的な類推が可能なため、補助対象となります。
	31	既に所有する製品に省力化製品を追加導入する場合は、補助対象となりますか。	店舗内で製品を追加導入する場合、及び同一法人の別店舗に新規で導入する場合は、省力化効果が得られる事業であれば補助対象となります。 ただし、本事業は省力化を目的とすることから、新規事業は補助対象外となります。
	32	既存店舗を移転し、移転先で交付申請を行う場合、新規事業に該当しますか。	既存店舗の移転については、新規事業に該当しません。
	33	賃貸借契約の最低利用期間はありますか。	【公募要領 3-2 (6) 賃貸借契約による省力化製品の導入について】 賃貸借契約による省力化製品の導入を行う場合は交付決定通知書に記載された補助事業実施期間内に、契約を行い、12か月以上の利用を行ってください。 本事業において導入した省力化製品の賃貸借契約を1年未満で解約した場合、交付決定の取消となります。
	34	公募要領 2-4、補助金等の重複について（6）その他の国庫及び公的制度からの二重受給 について当該要件は助成金が該当する場合も補助対象外となりますか。	助成金と補助対象経費が重複している事業や事業者は、補助対象外となります。
	35	複数回の応募・交付申請は可能ですか。	複数回の応募・交付申請は可能です。 2回目以降の交付申請は、それ以前の交付申請にかかる補助金の支払いが完了した後に行うことができます。 その際の補助上限額は、当該交付申請時点での従業員数や大幅な賃上げによる補助上限額引き上げの適用有無により定まる補助上限額から、前回までの累計交付額を差し引いた額とします。 また、2回目以降の交付申請を行う場合、年平均成長率（CAGR）4.0%以上向上させる事業計画を策定し、採択された場合はそれに取組まなければなりません。

分類	NO.	質問	回答
申請要件	36	複数種類製品の応募・交付申請は可能ですか。	複数種類製品を1度に応募・交付申請することはできません。 ただし、2回目以降の応募・交付申請で、以前の交付申請で申請した製品と別の製品を申請いただくことは可能です。
	37	「2回目以降の応募・交付申請を行う場合は、本事業を活用して賃上げに取り組む旨を交付申請時に宣誓すること。」となっているが、何か提出書類が必要ですか。	2回目以降の応募・交付申請を行う場合は、「本事業を活用して賃上げに取り組む」旨を、交付申請時に宣誓いただく必要があります。
	38	当該交付申請時点の補助上限額と、以前の交付申請時点の補助上限額が異なります。どちらの補助上限額が適用されますか。	当該交付申請時点での従業員数や大幅な賃上げによる補助上限額引き上げの適用有無により定まる補助上限額が適用されます。
	39	複数回の応募・交付申請を行う際に、取得する省力化製品に対する補助額（導入経費を含む）が合計で500万円以上となる場合、保険への加入は必要となりますか。	複数回の応募・交付申請を行う場合、各々の申請で省力化製品に対する補助額（導入経費を含む）が500万円以上でないのであれば保険の加入は必須ではございません。
申請要件 (ファイナンス・リース)	1	ファイナンス・リース取引の概要を教えてください。	中小企業等が対象リース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることを条件に、対象リース会社が販売事業者を支払う購入費用を補助対象として、対象リース会社へ補助金を交付します。 なお、対象となる製品は製品カタログに掲載された製品に限られます。
	2	ファイナンス・リース取引での補助対象経費を教えてください。	対象リース会社が支払う製品本体価格、導入に要する費用（導入経費）の2つが補助対象経費となります。 中小企業等が支払う費用については補助対象外となりますが、対象リース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されます。
	3	ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引どちらも対象ですか。	オペレーティング・リース取引は対象外となります。
	4	今後オペレーティング・リース取引が対象となる予定はありますか。	オペレーティング・リース取引を対象とする予定はございません。
	5	「中小企業省力化投資補助事業 リース料軽減計算書作成の手引き」はどこで確認できますか。	公益社団法人リース事業協会のホームページ（ https://www.leasing.or.jp/studies/hojo.html ）からご確認ください。
	6	ファイナンス・リース取引の契約期間について教えてください。	【公募要領 3-2 事業計画の策定】 取得する資産については、通常の補助事業により取得する資産と同様に、財産処分制限が課されるため、リース期間については、特段の事情がない場合には、財産処分制限期間以上となるよう設定する必要があります。
	7	対象リース会社はどこで確認できますか。	取引を希望されるリース会社へ対象リース会社であるかをご確認ください。
	8	交付決定前にリース契約した場合、補助対象になりますか。	交付決定前にリース契約を締結した場合、補助対象外となります。 いかなる理由であっても事前着手は認められません。
	9	ファイナンス・リース取引で補助対象となる製品は何ですか。	あらかじめカタログに登録されている省力化製品が補助対象となります。
	10	対象リース会社の要件を教えてください。	公益社団法人リース事業協会へご相談ください。
	11	中小企業等と共同申請を行うにあたり、対象リース会社が電子申請システムで申請を行う必要がありますか。	電子申請システムでの申請は、中小企業等が行います。 対象リース会社は、ファイナンス・リース取引に係る追加提出書類を作成し、中小企業等に提出してください。
	12	セール＆リースバック取引や転リース取引、ファイナンスリース取引における割賦契約は補助対象になりますか。	セール＆リースバック取引や転リース取引、ファイナンスリース取引における割賦契約は補助対象外です。
	13	ファイナンス・リース取引での交付申請を希望している中小企業等ですが、交付申請の手続きについて教えてください。	まずはカタログから導入したい省力化製品とその製品を取り扱う販売事業者を選定し、販売事業者へご連絡ください。 販売事業者と共同で事業計画の策定を行っていただけたら、対象リース会社を選定してください。 詳しくは公募要領及び申請における留意事項をご参照ください。
	14	ファイナンス・リース取引での交付申請を希望している対象リース会社ですが、交付申請の手続きについて教えてください。	中小企業等がカタログから導入したい省力化製品とその製品を取り扱う販売事業者を選定し、販売事業者と共同で事業計画の策定を行った後にリース会社を選定します。 ファイナンス・リース取引を用いる場合には、リース取引に係る追加提出書類がございますので、詳しくは公募要領及び申請における留意事項をご参照ください。
	15	1回の交付申請で同一製品を複数個申請し、ファイナンス・リース取引に対する補助金の交付を受けることは可能ですか。	1回の交付申請で同一製品を複数個申請し、ファイナンス・リース取引に対する補助金の交付を受けることは可能です。
	16	複数回の応募・交付申請を行う場合、既に補助金交付済みの申請と異なるリース会社と契約を結んでもよいですか。	複数回の応募・交付申請を行う場合、既に補助金交付済みの申請と異なるリース会社と契約を結んでいただいて構いません。
	17	複数回の応募・交付申請を行う場合、公募回ごとに購入及びファイナンス・リース取引を選択できますか。	複数回の応募・交付申請を行う場合、公募回ごとに購入及びファイナンス・リース取引の選択が可能です。
補助対象製品	1	本補助金の対象製品を知りたい。	本補助金ホームページの製品カタログに掲載されている製品が補助対象となります。
	2	カタログで選択した製品の業種に自社の業種が記載されていないが導入可能ですか。	【申請における留意事項 2-8 省力化製品導入における業種の考え方】 補助対象事業の要件として「導入する省力化製品に紐付けられた業種のうち少なくとも1つ以上が、中小企業等の営む事業の業種と合致すること」を定めています。 簡素な申請での補助金交付を行うため、業種毎に省力化製品導入による効果を確認しており、当該要件を設けております。 ただし、申請事業者の主たる業種が別業種であっても、対象業種を一部でも営んでいる場合には申請いただくことが可能です。 例えば、スーパー（小売業）を運営する事業者で店舗内にレストラン（飲食サービス業）を併設しており、レストランに配膳ロボットを導入したい場合、飲食サービス業として申請可能です。
	3	カタログに掲載されていない製品を購入した場合、補助対象になりますか。	カタログに掲載されている製品が現時点での補助対象製品のため、掲載されていない製品は対象外となります。

分類	NO.	質問	回答
補助対象製品	4	交付申請を検討する中小企業です。 該当する業種や購入したい製品がカタログにありませんが、今後追加されますか。	製品は今後も継続して募集を行います。 省力化製品がカタログに登録される流れは、以下となります。 1、工業会が製品カテゴリの登録を申請 2、1にて登録されたカテゴリごとに製造事業者が製品登録を申請 3、2を経て登録された製品について製造事業者がカタログ申請を行い製品カタログに掲載 4、販売店等が販売事業者登録を申請し、外部の有識者委員会の承認を経た上で販売事業者として登録 5、販売事業者がカタログ登録を申請 以上の流れで申請・承認されると、省力化製品がカタログに登録されます。 新規に登録されましたらホームページで随時公表いたしますので、ご確認ください。
	5	ソフトウェアは申請可能ですか。	【公募要領 2-2 補助対象経費】 補助事業のために使用される機械設備や工具・器具、及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入又は借用に要する経費は補助対象となります。 ソフトウェア単体での申請はできません。
	6	既に所有する製品の置き換えは、補助対象となりますか。	【公募要領 4-1.補助対象事業の要件】 【申請における留意事項 2-14.製品の置き換えについて】 既に所有する製品の置き換えであり省力化効果が得られない事業は補助対象外となりますが、一部機能・性能を有している省力化製品については、置き換えであっても、交付申請が可能です。 ただし、交付申請の際には置き換えが可能となる機能・性能のうち、1点以上を新規に有する製品への置き換えのみが対象となります。 置き換えが可能な製品は、製品カタログからご確認ください。 また、具体的な申請方法は「申請における留意事項」等からご確認ください。
	7	現在使用している製品の部品交換は補助対象になりますか。	【省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領 3.登録時の要件及び留意事項】 ホームページに掲載されている製品カタログから製品を選び導入する必要があり、部品単体の交換は補助金の対象外となります。 省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領の 3.登録時の要件及び留意事項 3-2 省力化製品の要件が記載されてますので、ご参照ください。
	1	採択・交付決定前に発生した費用は補助対象になりますか。	【公募要領 2-2 補助対象経費】 採択・交付決定前に発生した費用は補助対象外となります。 いかなる理由であっても事前着手は認められませんのでご注意ください。
補助対象経費	2	省力化製品の「設置」にかかる費用は補助対象となりますか。	【公募要領 2-2 補助対象経費】 交付申請における製品本体価格の2割を上限として、省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスク設定等の導入設定費用が補助対象経費となります。なお、導入経費に対する補助額は製品本体に対する補助額の2割を上限として申請することができます。 詳細は公募要領をご参照ください。
	3	省力化製品を事業場に導入するために内装工事が必要です。 内装工事にかかる費用は補助対象経費に含まれますか。	【公募要領 2-2 (2)導入経費】 補助対象となる導入経費「省力化製品の設置作業、運搬費、動作確認の費用、マスク設定等の導入設定費用」以外は補助対象外となります。
	4	省力化製品の設置・導入にかかる移動交通費・宿泊費は補助対象となりますか。	【公募要領 2-2 補助対象経費】 移動交通費・宿泊費は導入経費の補助対象外となります。
	5	保険料は補助対象になりますか。	【公募要領 3-2 事業計画の策定】 保険料は補助対象外です。
	6	補助対象外となる導入経費は何ですか	【公募要領 2-2 補助対象経費】 例えば採択・交付決定前に発生した費用や補助事業者が試作を行うための原材料費に相当すると事務局が判断するもの等です。詳細は公募要領をご確認ください。
	7	【公募要領 3-2 (6) 賃貸借契約による省力化製品の導入について】 「全期間の借料」とは、補助対象となる12か月間の借料のことですか。	「全期間の借料」とは、賃貸借契約により省力化製品の利用を行った12か月間の借料を指します。
	1	応募・交付申請の際、 販売事業者もGビズIDプライムを取得する必要がありますか。	販売事業者はGビズIDプライムを取得する必要はありません。
申請方法	2	GビズIDプライムをすでに取得していますが、 本事業に申請するために、再度発行する必要がありますか。	再度の発行は不要です。GビズIDプライムは、同一の法人かつ同一の利用者の名義により、複数のアカウントの発行を行うことができません。
	3	補助金交付申請時に必要な書類を教えてください。	中小企業等向け「申請における留意事項」の43ページに提出書類一覧がございますので、ご参照ください。
	4	本補助金は中小企業のみで申請できますか。	【公募要領 3-1 全体フロー】 中小企業等と販売事業者が共同で応募・交付申請を行う必要があります。

分類	NO.	質問	回答
申請方法	5	交付申請を検討している中小企業等です。 交付申請の手続きは、どのように行えばいいですか。	【申請における留意事項 5. 交付申請システムの手続き】 中小企業等はカタログから導入したい省力化製品とその製品を取り扱う販売事業者を選択し、販売事業者に本事業の交付申請を行いたい旨を連絡します。 打診を受けた販売事業者は、当該中小企業等及びその事業計画が公募要領記載の補助事業及び補助事業者要件等に合致していることを確認するとともに、両者が共同で交付申請を行うことに同意し、事業計画の策定を行います。 また、本事業に申請するためにはGbizIDプライムの取得が必要です。 中小企業等は事前にGbizIDプライムの登録を済ませ、ID・パスワードをご準備ください。 販売事業者から中小企業等に招待メールが送信されましたら、招待メールからマイページの開設を開始し、申請を進めてください。 なお、本事業のホームページから申請を開始することはできませんのでご注意ください。 詳しくは公募要領や申請における留意事項、中小企業等向け交付申請説明動画をご参照ください。
	6	人手不足であることを証明する書類とは具体的にどのような書類を提出する必要がありますか。	【申請における留意事項 4-5 人手不足に関する書類】 人手不足の理由により添付書類が異なります。 申請における留意事項に必要書類の詳細が記載されておりますのでご確認ください。
	7	（人手不足を確認するための書類【指定様式】時間外労働時間、【指定様式】従業員減少の確認用について） 指定様式に記入する従業員情報は、製品を導入する事業場内の従業員が対象ですか。	法人全体の従業員情報をご記入ください。
	8	事業計画を策定し向上させる労働生産性は、製品を導入する事業場内の労働生産性が対象ですか。	法人全体の労働生産性が対象です。
	9	専従者は従業員に該当しますか。	専従者は従業員に該当しません。
	10	交付申請を希望している中小企業等ですが、販売事業者から招待を受けるにはどうすればいいですか。	カタログから導入したい省力化製品とその製品を取り扱う販売事業者を選択し、販売事業者宛に本事業の交付申請を行いたい旨をご連絡いただようお願いいたします。
	11	交付申請を希望している中小企業等ですが、販売事業者への連絡はどのようにすればいいですか。	本補助金ホームページの製品カタログにて、対象製品の詳細ページに記載されている「販売事業者一覧」より販売事業者を選定し、掲載されているサポート窓口電話番号もしくはサポート窓口メールアドレス宛にご連絡ください。
	12	労働生産性向上の事業計画を入力する際の「人件費、営業利益、減価償却費」等について、どの数値を入力すればよいですか。	労働生産性向上の事業計画の実績値は、直近の損益計算書の各項目に沿って入力してください。 人件費、営業利益、減価償却費の項目が明確でない場合、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細、個別注記表等をあわせて提出してください。
	13	不採択となった場合、再度申請を行うことは可能ですか。	【申請における留意事項 6-1 交付申請後の流れ 不採択後の申請】 不採択となった後、再度申請することは可能です。
	14	人手不足の理由が①だった場合に提出する「【指定様式】時間外労働時間」の時間外労働の定義を教えてください。	時間外労働の取り扱いは各社で異なるかと存じます。 自社で取り決めてる時間外労働時間をご確認ください。
	15	求人募集したことを証明する書類（人手不足の理由にて③を選択した際に必要となる書類）について、ハローワークの求人票や求人サイトの画面キャプチャが提出できないため、自社で作成した求人のチラシを提出してもいいですか。	自社で作成した求人のチラシを「求人募集したことを証明する書類」として提出いただくことはできかねます。 自社で作成したものでなく、求人募集した求人誌等であればPDF等にして提出いただくことは可能です。
	16	【公募要領 3-2（2）人手不足の状態にあることの確認】 ③採用活動を行ってきたことを示す書類について、製品を導入する事業場とは別の事業場での求人募集の書類を提出してもよいですか。	製品を導入する事業場とは別の事業場での求人募集でも問題ありません。 交付申請日より1年以上の掲載日が記載されている書類をご提出ください。
	17	従業員が0の事業者です。 「事業に関する契約書等の事業活動を示す証拠」とはどのような証拠を指しますか。	過去1年以内に他社との取引を行った際の書類等、事業実態の詳細が確認できる書類をご提出ください。 （例）発注書、請求書、納品書、業務委託契約書、工事請負契約書、売買契約書 等
	18	従業員が0の事業者です。 従業員名簿の提出は必要でしょうか。	常勤従業員がいない事業者については、従業員名簿の提出は不要です。
	19	従業員が0の事業者です。 人手不足の理由について、「従業員」を個人事業主本人や役員に置き換えて考えてよいですか。	個人事業主本人や役員に置き換えることはできません。
	20	従業員が0の事業者です。 大幅な賃上げを行う場合の補助上限額引き上げの対象となりますか。	常勤従業員がいない事業者については、補助上限額引き上げの対象となりません。
	21	従業員が0の事業者です。 アンケート項目の一人当たりの年間平均労働時間はどのように入力すればよいですか。	常勤従業員0の場合、0と入力してください。
補助事業実施・実績報告	1	交付決定を受けたのですが、補助事業実施期間を教えてください。	交付決定通知書に記載の補助事業の開始日、および補助事業完了期限日（交付決定日から原則12か月以内）をご確認ください。
	2	本事業で取得した財産へ貼付するシールに記載する「取得日」について、どの日付を入力すればよいですか。	本事業で取得した製品の検収年月日を記載ください。
	3	交付決定後の補助事業はどのような流れで実施しても補助対象になりますか。	「補助事業の実施及び実績報告の手引き」P.8に記載通り下記の流れで補助事業を実施ください。 ・契約 ⇒ 納品 ⇒ 検収 ⇒ 請求 ⇒ 支払 ⇒ 実績報告の提出
辞退・取り下げ	1	交付決定後に申請を取り下げることが可能ですか。	一度交付決定となった申請は、原則、取り下げることはできません。 ただし、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に中小機構に書面をもって申し出ることができます。
その他	1	交付申請について、対面で案内を受けることはできますか。	各都道府県にインフォメーション窓口をご用意しております。 詳細はホームページをご確認ください。 なお、申請マイページの入力方法に関するご相談については、インフォメーション窓口では案内できかねますので、予めご了承ください。
	2	販売事業者ポータルIDを忘れてしまいました。 どうしたらいいですか。	「販売事業者アカウント本登録完了」メールにログインIDが記されております。メールをご確認ください。
	3	販売事業者ポータルのパスワードを忘れてしまいました。 どうしたらいいですか。	販売事業者ポータルログインページに「パスワードをお忘れの方」というリンクがございます。 リンク先のメッセージに従って操作を行ってください。

分類	NO.	質問	回答
その他	4	GBIZIDプライムのIDを忘れてしまいました。 どうしたらいいですか。	GBIZIDのホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/index.html ）へお問合せください。
	5	GBIZIDプライムのパスワードを忘れてしまいました。 どうしたらいいですか。	申請マイページのログインページに「パスワードを忘れた方はこちら」というリンクがございます。 リンク先のメッセージに従って操作を行ってください。
	6	インフォメーション窓口とはなんですか。	各都道府県にインフォメーション窓口をご用意し、下記の対応を行っております。 ・中小企業省力化投資補助金制度全般に関するご案内 ・応募・交付申請（公募要領、申請における留意事項）に関するご案内 ・交付決定以降実績報告までの手続きのご案内 インフォメーション窓口の利用には事前予約が必要です。 詳細は中小企業省力化投資補助金ホームページをご確認ください。
	7	インフォメーション窓口の予約はどのようにすればいいですか。	中小企業省力化投資補助金ホームページにインフォメーション窓口予約ページのリンクがございますので、 手順に従ってご予約ください。
	8	圧縮記帳の対象となりますか。	下記の資料をご参照ください。 https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/faq_reductionentry.pdf